

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 奥地林開発林道及び幹線林道開設事業施行規則を廃止する規則
- 鳥取県林業施設補助規則の一部改正
- 鳥取県行政組織規程の一部改正
- 鳥取県種鶏検査並びに卵業者登録条例施行規則
- 建設業者の登録まつ、消
- ◇告示 家畜傳染病予防法第六条による命令
- 鳥取県水源林造成事業施行要綱
- 蚕糸業法施行令に基く当該職員的身分を示す証票の交付
- 森林法に基く森林区施業計画案について
- ◇敘任及び辞令 品川巖 外
- ◇教委告示 臨時教育委員会の招集

規則

奥地林開発林道及び幹線林道開設事業施行規則を廃止する規則をここに公布する。

昭和二十八年十月十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

鳥取県規則第七十二号

奥地林開発林道及び幹線林道開設事業施行規則を廃止する規則

奥地林開発林道及び幹線林道開設事業施行規則（昭和二十二年五月鳥取県規則第十二号）は廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県林業施設補助規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十八年十月十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

鳥取県規則第七十三号

鳥取県林業施設補助規則の一部を改正する規則
鳥取県林業施設補助規則（昭和二十四年十一月鳥取県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和二十八年四月一日から適用する。

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十八年十月十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥 取 県 副 知 事 鈴 木 武

鳥取県規則第七十四号

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規程（昭和二十八年四月鳥取県規則第二

十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項四經濟部中「管理係」を「指導係」に、「団体係」を「通商係」に、「觀光貿易係」を「觀光係」に改める。

第十条公衆衛生課二中「と場法」を「と畜場法」に改める。

第二十一条第一項中「鳥取県立義肢修理所」を削る。

第二十三条第三項中「係長」を「係長及び分場長」に、「係」を「係及び分場」に改める。

第二十四条第二項中「東伯郡浅津村」を「東伯郡羽合町」に改める。

第二十五条第二項中「八頭郡國中村」を「八頭郡那家町」に改める。

第二十六条を次のように改める。

第二十六条 削除

第二十七条第一項を次のように改める。

第二十七条 鳥取県身体障害者更生指導所に関する条例（昭和二十七年四月鳥取県条例第二十三号）により設

置された鳥取県身体障害者更生指導所は、身体障害者（肢体不自由者）の更生に必要な治療及び訓練並びに補装具の製作及び修理を行う施設である。

第三十三条第四項中「米子市旗ヶ崎」を「米子市」に

「東伯郡上井町」を「倉吉市」に改める。

第三十九条第二項及び第四十四条第二項中「東伯郡倉吉町」を「倉吉市」に改める。

第四十五条第二項中「気高郡湖山村」を「鳥取市」に改める。

第四十七条第二項中「東伯郡南谷村」を「東伯郡関金町」に改める。

第五十条第四項中「鳥取県有畜営農指導所 東伯郡上中山村」の次に「鳥取県米子ふ卵場 米子市」を加える。

第五十三条第二項中「東伯郡上井町」を「倉吉市」に改める。

第五十四条第一項を次のように改める。

第五十四条 鳥取県繭検定所は、適正な繭の取引と繭質の改良を図るため、次の業務を行う機関とする。

一 繭の検定及び鑑定に関すること

二 繭の検定及び鑑定の方法及び格付の研究調査に関すること

三 蚕品種と生糸品位の關係の研究調査に関すること

四 大量繰糸試験に関すること

第五十七条中「鳥取県児童福祉審議会」の次に、次のように「鳥取県青少年問題協議会」を加える。

鳥取県青少年問題協議会

鳥取県青少年問題協議会設置条例第一条の規定による青少年の指導、育成、保護及びきょう、正に関する総合的施策の調査審議、関係行政機関相互の連絡調整並びに知事に対する意見具申に関する事務

第六十二条中「東伯郡倉吉町」を「倉吉市」に改める。

第六十六条中「東伯郡倉吉町」を「倉吉市」に、「東伯郡」を「倉吉市、東伯郡」に改める。

第六十九条第二項中「岩美郡」を「倉吉市、岩美郡」に改める。

第七十条第二項中「東伯郡倉吉町」を「倉吉市」に改める。

第七十四条中「東伯郡倉吉町」を「倉吉市」に、「東伯郡」を「倉吉市、東伯郡」に改める。

第七十五条第三項但書を次のように改める。
但し、前項に掲げる保健所における業務課の分掌事務は、保健予防課の分掌事務及び普及課の分掌事務のうち、四を合せたものとし、その他の分掌事務は、総務課の分掌事務とする。

第七十七条及び第八十条中「東伯郡倉吉町」を「倉吉市」に、「東伯郡」を「倉吉市、東伯郡」に改める。

第八十三条中「東伯郡倉吉町」を「倉吉市」に、「東伯郡」を「倉吉市、東伯郡」に、「神奈川村、米沢村、江尾町」を「江府町」に改め、「五千石村、尙徳村」を削る。

第八十九条中「東伯郡倉吉町」を「倉吉市」に、「東伯郡」を「倉吉市、東伯郡」に改める。

第九十一条中「米子市旗ヶ崎」を「米子市」に改める。

第九十三条を次のように改める。
は、次のとおりとする。

名称	位置	管轄区域
鳥取県羽合用水改良事業所	倉吉市	倉吉市のうち前の上井町及び前の上北条村、中北条村、東郷町のうち前の花見村、羽合町のうち前の橋津村、前の長瀬村、前の浅津村

鳥取県北条用排水改良事業所	倉吉市	倉吉市のうち前の上北条村及び三明寺、中北条村、下北条村、大誠村
---------------	-----	---------------------------------

鳥取県北条浜かんがい事業所	東伯郡下北条村	倉吉市のうち前の上北条村、下北条村、由良町、大誠村
鳥取県湖山砂丘かんがい事業所	鳥取市	鳥取市のうち前の湖山村、前の末恒村及び賀露

第九十五条中「東伯郡倉吉町」を「倉吉市」に、「東伯郡」を「倉吉市、東伯郡」に改める。

第九十六条を次のように改める。

第九十六条 土木出張所に、庶務課、工務課及び駐在所

を置く。

2 駐在所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
鳥取県鳥取土木出張所浦富駐在所	岩美郡浦富町
鳥取県鳥取土木出張所浜村駐在所	気高郡浜村町
鳥取県郡家土木出張所智頭駐在所	八頭郡智頭町
鳥取県倉吉土木出張所八橋駐在所	東伯郡八橋町
鳥取県根雨土木出張所生山駐在所	日野郡日野上村

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 鳥取県度量衡検定所規程（昭和二十四年七月鳥取県告示第三百五十三号）は、廃止する。

鳥取県種鶏検査並びに、卵業者登録条例施行規則をここに公布する。

昭和二十八年十月十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

鳥取県規則第七十五号

鳥取県種鶏検査並びに、卵業者登録条例施行規則

（種卵の規格）

第一条 鳥取県種鶏検査並びに、卵業者登録条例（昭和二十八年十月鳥取県条例第四十五号（以下「条例」という。））第二条第二号の種卵の規格は、次のとおりとする。

- 一 単冠白色レグホーン種から生産されたもの 一個 五十三グラム（十四匁）以上
- 二 前号以外の品種から生産されたもの 一個 五十グラム（十三、三匁）以上

（種鶏検査の申請書）

第二条 条例第四条の規定による申請書は、別記第一号様式による。

（合格鶏の取扱）

第三条 条例第六条第一項の規定による脚帯は、別記第二号様式に、同条同項の規定による種鶏検査合格証は、別記第三号様式による。

(ふ、卵業者の登録申請書等)

第四条 条例第八条第一項の規定による申請書は、別記第四号様式による。

2 条例第八条第二項の規定による登録証票は、別記第五号様式による。

3 条例第八条第四項の規定による再交付の申請書は、別記第六号様式による。

4 条例第八条第七項の規定による廃業届は、別記第七号様式による。

第五条 条例第十一条の規定による個人別、種別別生産数及び個人別種卵購入実績並びにふ化成績の報告は、別記第八号様式による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記第一号様式

種 鶏 検 査 申 請 書

一 種卵を供給するふ、卵場名

一 受検種鶏羽数

品 種	羽 数		備 考
	雌羽	雄羽(合計羽)	
単冠白色レグホ			年月日ふ化
横班プリマスロ			" " " " " "
ツク			" " " " " "
単冠ロードアイ			" " " " " "
ランドレッド			" " " " " "
名 古 屋			" " " " " "

種鶏検査を受けたいので申請します。

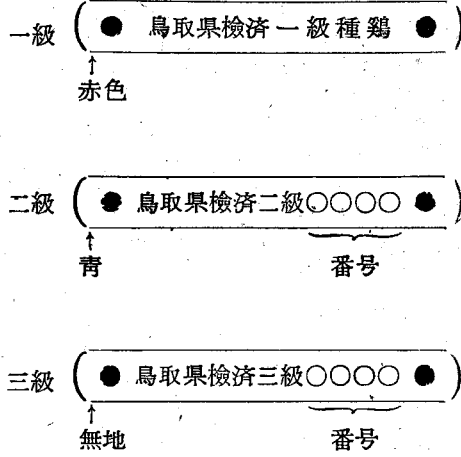
昭和 年 月 日

住所 氏名

鳥取県知事 氏 名 殿

印

別記第二号様式



別記第三号様式

昭和 年 号

種 鶏 検 査 合 格 証

(年月日から年月日まで有効)

市 郡 町 村 所 有 者

別記第四号様式

昭和 年 月 日

鳥 取 県 印

ふ、卵業者登録申請書

鳥取県種鶏検査並びにふ、卵業者登録条例によりふ、卵業者の登録を受けたので申請します。

昭和 年 月 日

品 種	雌	雄
一 級 単冠白色レグホ 横班プリマスロ ツク	4 3 2 1	4 3 2 1
二 級	4 3 2 1	4 3 2 1
三 級	4 3 2 1	4 3 2 1

鳥取県種鶏検査並びにふ、卵業者登録条例により施行した種鶏検査に合格したことを証する。

申請者
住所氏名

鳥取県知事 氏 名 殿

- 一、ふ卵業者の住所及び氏名又は名称
 - 二、ふ化場の所在地及び名称
 - 三、ふ卵器数
 - 四、ふ卵器の型式及びふ化能力
- 備考
- 一 法人及びその他の団体にあつては一の欄にその代表者の住所及び氏名を附記のこと。
 - 二 四の欄にはふ卵器ごとに記載のこと。

別記第五号様式

第 号

ふ卵業者登録証票

住所

氏名(名称)

鳥取県種鶏検査並びにふ卵業者登録条例により登録し

たことを証する。

昭和 年 月 日

鳥取県知事 氏 名 殿

別記第六号様式

ふ卵業者登録証票再交付申請書

ふ卵業者登録証票を亡失(破損)したので再交付くださるよう申請します。

昭和 年 月 日

申請者
住所氏名

鳥取県知事 氏 名 殿

- 一、ふ卵業者の住所氏名又は名称
- 二、ふ化場の所在地及び名称
- 三、ふ卵器数
- 四、ふ卵器の型式及びふ化能力

別記第七号様式

ふ卵業 廃業届

今般ふ卵業を廃止したので別紙登録証票を添えてお届けします。

昭和 年 月 日

届出者 住所

氏名

鳥取県知事 氏 名 殿

別記第八号様式

1 個人別ふ化成績

氏名	入卵一回検卵一回		ふ化率		備考
	無精中	中	無精中	中	

2 回次別ふ化成績

回次	入卵一回検卵一回		ふ化率		備考
	無精中	中	無精中	中	

告 示

鳥取県告示第四百五十一号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第十四条の規定による廃業届があつたので、同法第十五条第一項の規定により、建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。

昭和二十八年十月十六日

鳥取県知事職務代理者
鳥取県副知事 鈴木 武

登録番号 登録年月日 商号又は名称
 鳥取県知事登録 昭二七、一、二三 新建社
 (ろ)第一三六号
 〃 第五号 昭二六、十、三 茅野組
 主たる営業所所在地 申請者氏名 登録まつ、消年月日
 鳥取市東町二二一 城平 実 昭二八、十、一
 米子市角盤町一丁目九六 茅野 安治 昭二八、十、一

鳥取県告示第四百五十三号

次のように結核病及びブルセラ病の検査並びに豚コレラ
 予防注射を実施するので、家畜傳染病予防法(昭和二十
 六年法律第六十六号)第六条の規定により乳牛及び豚
 の所有者に対して検査又は予防注射をうけることを命ず
 る。

昭和二十八年十月十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴 木 武

- 一 実施の目的 結核病、ブルセラ病及び豚コレラ
 予防のため
- 二 実施する区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

イ 結核病及びブルセラ病の検査

搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌
 牛並びにこれらの牛と同一施設内で飼育している
 牛。但し分娩前一箇月分娩後十日以内のものを除く。
 ロ 豚コレラ予防注射
 豚、但し生後四十日以内分娩前後一箇月以内のもの
 を除く。

四 実施の期日 別表のとおり

- 五 検査、注射の別及びその方法
- イ 結核病検査 ツベルクリン皮内反応
- ロ ブルセラ病検査 プルセラ急速診断法
- ハ 豚コレラ予防注射 クリスタルバイオレット予防
 液皮下注射

別表

一 結核病、ブルセラ病検査

(日野郡)

実施期日	実施区域	実施場所
十一月 九日	日野郡福栄村	同上
〃 十日	黒坂町	〃
〃 九日	根雨町	〃
〃 十日	江府町	〃
〃 十一日	二部村	〃
〃 十六日	八郷村	〃
(八頭郡)		
十一月十一日	八頭郡安部村	同上
〃 十三日	若桜町	〃
〃 十七日	智頭町	〃
〃 十八日	郡家町	〃
〃 十八日	前の国中村	〃
〃 二十日	丹比村	〃
〃 二十四日	河原町	〃

(西伯郡)

実施期日	実施区域	実施場所
〃 二十五日	国英村	〃
十月二十六日	西伯郡成美村	同上
〃 二十七日	前の尙徳村	〃
〃 二十八日	天津村、大園村	〃
〃 三十日	手間村、賀野村	〃
十一月 六日	大幡村、栗村	〃
〃 九日	春日村、巖村	〃
〃 十四日	大高村	〃
〃 十六日	大和村、日吉津村	〃
〃 十七日	前の五千石村、幡郷村	〃
〃 十八日	米子市(前の尙徳村及び前の 五千石村を除く)	〃
〃 二十日	西伯郡夜見村	〃
〃 二十一日	富益村	〃
〃 二十四日	和田村	〃
〃 二十五日	中浜村	〃
〃 二十六日	余子村、上道村	〃

二十七日	外江町、渡村	〃
二十八日	崎津村	〃
三十日	彦名村、大篠津村	〃

二豚コレラ予防注射

実施期日	実施区域	実施場所
十月二十二日	八頭郡家町	同上
二十三日	〃 前の国中村	〃
二十四日	〃 前の隼村	〃
二十六日	〃 前の大伊村	〃
二十七日	〃 船岡町	〃
二十八日	〃 八上村	〃

鳥取県告示第四百五十四号
鳥取県水源地造成事業施行要綱を次のように定める。
昭和二十八年十月十六日

鳥取県知事職務代理者
鳥取県副知事 鈴木 武

鳥取県水源地造成事業施行要綱
第一条 水源地造成事業（以下「事業」という。）は、河川上流の水源地帯に設定された保安林の林相を整備強化し、流量調節機能の發揮による水害の防止と水資源の経済化をはかり併せて森林資源を造成することを目的とする。

第二条 この事業は、鳥取県治山事業施行規程（昭和二十八年十月鳥取県告示第四百六十一号）による外、この要綱に基づいて施行するものとする。

第三条 この事業は、人工植栽に限定し、果直営又は事業施行地の市町村若しくは森林組合の請負により施行するものとする。

第四条 この事業は、第一条の規定による保安林のうち次の各号の要件を備えた民有地に施行するものとする

- 一 この事業施行地の面積は、原則として一団地十町歩以上であること
- 二 この事業施行地は、無立木地、散生地及び伐採跡地（この要綱施行後の伐採跡地を除く。）であること

と

三 技術的に事業の施行が可能であること

第五条 知事は、事業を実施した箇所の保護撫育の万全を期するため市町村を区域とする保護組合を結成させることができる。

第六条 測量は、器械測量により精密に実施するものとする。

第七条 設計書は、関係地方事務所において作製し実測図及び野帳を添付して県に提出するものとする。

第八条 県においては全部の設計書及び図面を檢定し、予算との関係を考慮の上、施行地及び事業量を確定するものとする。

第九条 第六条及び第七条については、別に細目を定めるものとする。

第十条 この事業施行地の地方事務所長は、事業着手及び終了のつ、度すみやかにその旨を知事に報告するものとする。

第十一条 事業施行中において天災事変等のため突発的

事故の発生した場合は、地方事務所長は、知事に急報するとともにその詳細を調査し意見を附して知事に報告の上その指示を受けるものとする。

第十二条 事業費は、しゅん、功検査の結果に基づいて請負者の請求によりこれを支払うものとする。

附 則

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 鳥取県水源地造成事業施行要綱（昭和二十六年一月鳥取県告示第十九号）は、廃止する。

鳥取県告示第四百五十五号

蚕糸業法施行令（昭和二十年勅令第七百二十二号）第三条ノ五の規定による当該職員的身分を示す証書を昭和二十八年九月二十五日次のように交付した。

昭和二十八年十月十六日

鳥取県知事職務代理者
鳥取県副知事 鈴木 武

証票番号	所 属	職 名	氏 名	第 一 名	第 二 名	第 三 名	第 四 名	第 五 名	第 六 名	第 七 名	第 八 名	第 九 名	第 十 名	第 十 一 名	第 十 二 名	第 十 三 名	第 十 四 名	第 十 五 名	第 十 六 名	第 十 七 名				
第一号	農林部蚕糸課	鳥取県技術吏員	田口 賢治	第十九号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"			
第二号	"	"	藤本 貫幸	第二十号	東伯蚕業指導所	鳥取県技術吏員	小倉 富治	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"		
第三号	"	"	山田天津雄	第二十一号	"	"	木村 活壽	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
第四号	"	"	大塩 達夫	第二十二号	"	"	藤井 幸信	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
第五号	"	"	吉田 芳男	第二十三号	"	"	岩本 素直	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
第六号	"	"	小倉 史郎	第二十四号	"	"	安藤 宗一	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
第七号	"	"	松田 壽雄	第二十五号	"	"	足立 勝巳	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
第八号	"	"	岸本 信義	第二十六号	西伯蚕業指導所	鳥取県技術吏員	滝山 岩夫	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
第九号	岩美蚕業指導所	鳥取県技術吏員	井上 善雄	第二十七号	"	"	藪田美智明	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
第十号	"	"	山榊 義信	第二十八号	"	"	森村 岩雄	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
第十一号	"	鳥取県雇	坂根 豊	第二十九号	"	"	眞木 悦雄	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
第十二号	八頭蚕業指導所	鳥取県技術吏員	島田 正喜	第三十号	"	"	讃岐 修一	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
第十三号	"	"	井手野末春	第三十一号	日野蚕業指導所	鳥取県技術吏員	長谷川 眞	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
第十四号	"	"	森中 正春	第三十二号	"	"	判野 政雄	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
第十五号	"	鳥取県雇	小川 幸夫	第三十三号	鳥取県繭検定所	"	山崎 栄	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
第十六号	気高蚕業指導所	鳥取県技術吏員	岡井 義経	第三十四号	"	"	佐野 潔	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
第十七号	"	"	横山 忠治	第三十五号	"	"	小林 壽	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

鳥取県告示第四百五十六号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第七条第一
 項の規定により鳥取県C基本計画区の森林区施業計画案
 を次の場所において公表する。

昭和二十八年十月十六日

- 鳥取県知事職務代理者
- 鳥取県副知事 鈴木 武
- 一 中部地方事務所
- 二 鳥取県農林部林務課

叙任及び辞令

品川 巖

鳥取県教育委員会事務局職員に任命する
 二級に叙する
 主事に補する
 十級四号給を給する

気高支所長代理を命ずる

昭和二十八年十月一日

鳥取県教育委員会

木島 善兵衛

鳥取県教育委員会事務局職員に任命する

三級に叙する

主事に補する

九級九号給を給する

学事課勤務を命ずる

昭和二十八年十月一日

鳥取県教育委員会

鳥取県教育委員会事務局職員 深田 薫

日野支所長代理を命ずる

昭和二十八年十月一日 鳥取県教育委員会

北村 広治

鳥取県教育委員会事務局職員に任命する

二級に叙する

主事に補する

指導調査課勤務を命ずる

調査係長を命ずる

十級五号給を給する

昭和二十八年十月一日

鳥取県教育委員会

鳥取県教育委員会事務局職員 前田 忠雄

指導調査課調査係長を免する

昭和二十八年九月三十日

鳥取県教育委員会

鳥取県教育委員会事務局職員 宮崎 正雄

鳥取図書館倉吉分館長事務取扱を命ずる

昭和二十八年九月二十五日

鳥取県教育委員会

早川 忠篤

鳥取図書館倉吉分館長事務取扱を解く

昭和二十八年九月二十五日

鳥取県教育委員会

鳥取県教育委員会事務局職員 佐々木 弘

同 猪口 隆夫

願により本職を免する

昭和二十八年九月三十日

鳥取県教育委員会

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三十三号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和二十八年十月十六日

鳥取県教育委員会委員長 伊佐田甚藏

一 日時 十月二十日 午後一時

二 場所 県教育委員会々議室

三 議題 教職員の昇給昇格について

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火 金

鳥取県鳥取市東町 鳥取者 鳥取縣鳥取市東町 鳥取縣 印刷所